○防衛省告示第二百二十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月四日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十二月十一日から同月十三日（予備、同月十四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月四日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十二月十一日（予備、同月十四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月四日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十二月十二日（予備、同月十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月四日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十二月十五日（予備、同月十六日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月四日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十二月十五日（予備、同月十六日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○九州地方整備局告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月四日

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類　路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　二百一号　飯塚市有安字姉ヶ坂一三六番二から福岡県田川郡糸田町字馬取谷二二九番一まで　九州地方整備局及び北九州国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日

平成二十九年十二月五日

○九州地方整備局告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月四日

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類　路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　二百二号　糸島市有田中央一丁目七六八番二から同市多久字長田八一九番一一まで　九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日